

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社ナッセに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社ナッセに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2024年8月16日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ナッセに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社ナッセ（「ナッセ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ナッセの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ナッセがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

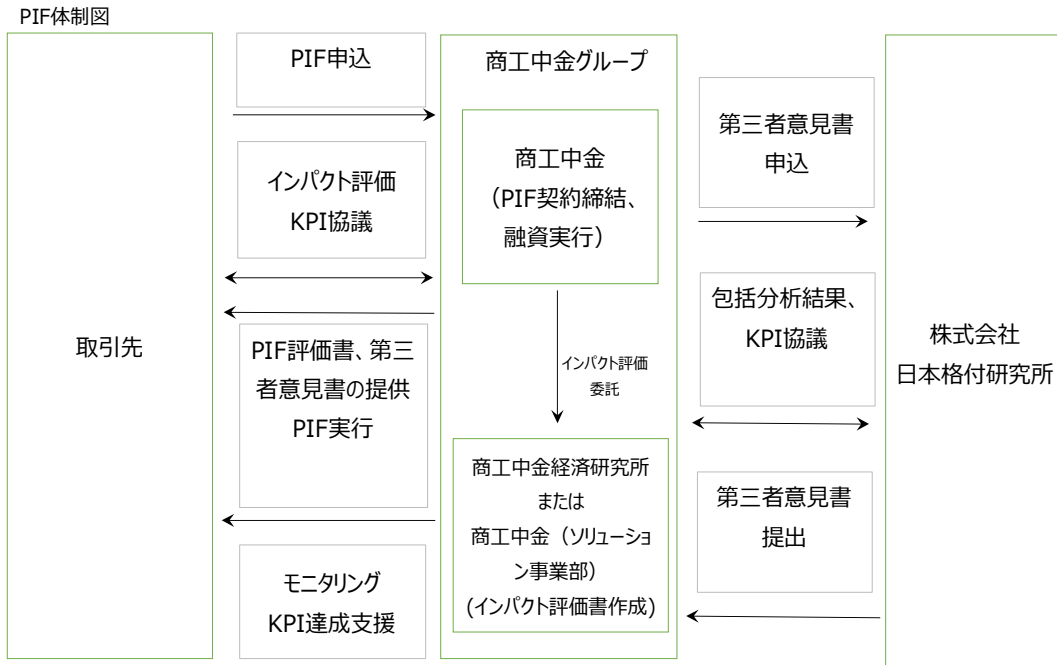
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるナッセから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

小山 恵美

小山 恵美



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年8月16日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社ナッセ（以下、ナッセ）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ナッセの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社ナツセ
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	3 年
モニタリング実施時期	毎年 6 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

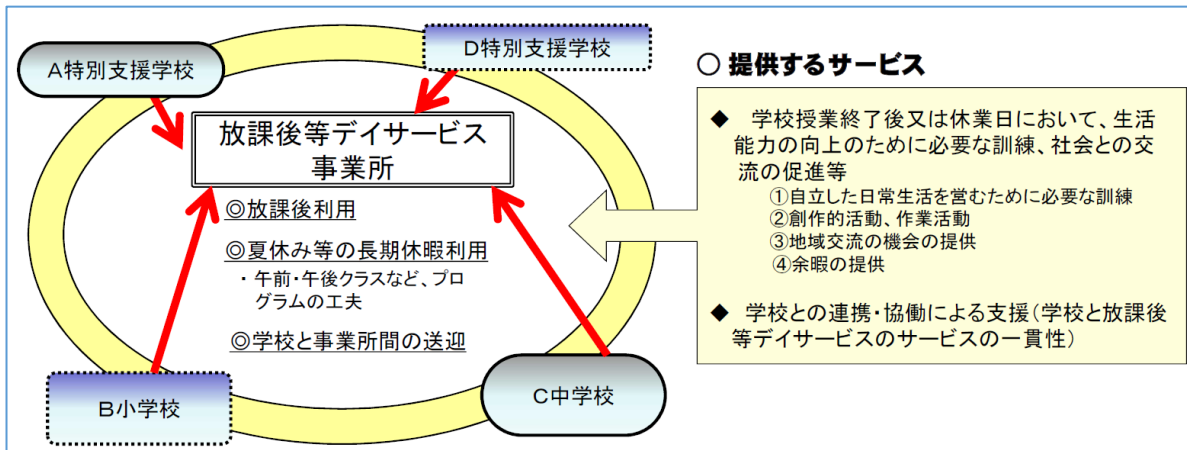
本社所在地	大阪府大阪市西区阿波座 2-1-1 CAMCO 西本町ビル 7F
設立・創業	2009 年 3 月 9 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	211 名 (2024 年 4 月 1 日現在 パート等含む)
事業内容	高齢者向けデイサービス、有料老人ホームの運営 障害者支援施設の運営 福祉用具等のレンタル・販売、介護施設等の開業・運営コンサルタント
主要取引先	国民健康保険団体連合会、(株)日本ケアサプライ、(株)ニシケン、 ミナト医科学(株)、(株)いうら、(株)野口、他

【事業内容】

ナッセは主な事業を①障害事業本部、②ウェルネスケア事業本部、③営業本部に分け展開している。

障害事業本部は、学校（幼稚園、大学は除く）に通っている障害のある児童に対する「放課後等デイサービス」等を奈良県に5施設、岐阜県に1施設を展開している。放課後等デイサービスは2012年4月に児童福祉法に基づき新設されたもので、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うものである。

資料①：放課後等デイサービスの概要



出典：厚生労働省 HP より

ウェルネスケア事業本部は、高齢者等介護・看護・リハビリテーション（以下、リハビリ）を必要とする方に、リハビリに重点を置いた訪問看護、通所介護等を兵庫県・大阪府で展開している。

ナッセは、各施設の特徴に応じた国家資格（看護師・理学療法士・作業療法士・福祉介護士・言語聴覚士・柔道整復師）を配置し、現状維持ではなく回復を目的としたリハビリに取り組んでいる。

また近年は高齢化の進行により、パーキンソン病<sup>※2</sup>等の神経難病やがん末期等のターミナル期にある高齢者が増加しており、そのような高齢者のニーズに対応するためのリハビリナースィングホーム<sup>※3</sup>を設置する等、高齢者の多様なニーズに対応するための事業を展開しており、今後も積極的な事業展開を通じて、超高齢化社会で発生する課題（ニーズ）に対応する意向である。

資料②：リハビリによる改善事例

**ナッセリハプラス**

現在では杖を使用して30分程度の散歩ができるようになっています。今後の目標は、ご本人単独で公共交通機関を使って帰戸まで行けるようになるために、引き続き介入していきたいと思っております。

出典：ナッセ HP より

営業本部は福祉用具の販売・レンタル事業、介護事業者等向けコンサルタント事業、リフォーム事業等である。福祉用具販売・レンタル事業は、約 330 品の品揃えを行い、安価でスピーディーな納品対応に加え、定期的なモニタリングを行い、利用者の体調変化に応じた用具の変更にも対応している。

介護事業者等向けコンサルタント事業は、主に訪問介護事業者向けに特定事業所認定<sup>※4</sup>の取得・継続支援を行う「プロサポ」事業を展開している。「プロサポ」は専用のコールセンターにより申請・運用の相談を受け付ける体制（資料③参照）を構築しており、そのサポート実績は全国 1,200 事業所、関西実績 250 事業所（2024 年 6 月末時点）に及んでいる。ナッセは当該事業を通じて、訪問介護事業者の収入増加（介護事業所に従事する介護等スタッフの待遇改善）に協力している。

資料③：プロサポ



出典：ナッセ HP より

リフォーム事業は、介護施設や居宅介護のために必要なリフォームを支援する事業である。

※2 国の難病指定があり、「ふるえ」「筋固縮」「転びやすい」を主な運動症状とする病気で、50 歳以上で起こることが多く、65 歳以上では 100 人に 1 人が発症すると言われ、高齢化により患者数は増加傾向にある。

※3 ナーシングホームとは、介護サービスだけではなく医療的な処置やリハビリ、看取りなどを行う老人ホームで、脳血管疾病の後遺症や重度の障害により自宅で暮らすことが困難な高齢者等が入居する施設。

※4 質の高い介護サービスを提供している事業所を評価するもので、その認定を受けると介護報酬の所定単位数が加算される。加算には I～V の 5 種類があり、最大で 20% の加算が行われる。

特定事業所加算を取得している比率は 42.3%（厚生労働省「特定事業所加算の取得率」調査結果（2022 年 9 月））となっている。取得率が 50% を下回っている要因として、①訪問介護事業所の規模が比較的小さいこと、②難解な算定要件への対応が困難であること、③算定に不備があった場合の加算分の返還リスクがあること、と言われている。

社名である NECESS（ナッセ）は、社会にとって、お客様にとって必要な、なくてはならない存在でありたい。この思いから、「Necessary（必要な）」という単語から作られている。

ナッセは介護施設や障害者施設で働く人の社会的地位を向上させていきたいと考えており、その為には働く人自身が成長して、ご利用者様やお客様に喜びと熱狂的な感動をお届けすることが何よりも大切と考えている。こうした考えからナッセでは、現場で働きながら学ぶ OJT だけでなく、教育研修制度の充実に積極的に取り組んでいる（具体的な取り組み内容は、P15～16 に記載）。

【事業拠点】

拠点名	住所・特徴等	従業員数・設備等
本社 	大阪府大阪市西区阿波座 2-1-1 CAMCO 西本町ビル 7F 総務・経理部門 「プロサポ」事業等コンサル部門 リフォーム部門 福祉用具レンタル部門	従業員 17 名（パート等含む） 内、5 名 内、3 名 内、3 名（一級建築士 1 名） 内、6 名 営業車両 4 台
訪問看護ステーション MARE 	兵庫県尼崎市立花町 1 丁目 14-11 ハイツルミナール （機能） 訪問看護事業（リハビリ） 訪問美容事業	従業員 13 名（同上） 内、看護師 6 名 内、理学療法、言語聴覚士 5 名 内、美容師 1 名 営業車両 7 台
Smart・Care 	同上 （機能） 通所介護事業 生活介護支援事業	従業員 26 名（同上） 内、介護福祉士 6 名 内、看護師 2 名 内、理学療法、作業療法、 言語聴覚士 4 名 送迎用車両 5 台
デイサービス SORA 	兵庫県伊丹市山田 5-3-3 スギ薬局昆陽店 2F （機能） 通所介護事業	従業員 28 名（同上） 内、ケアマネジャー 2 名 内、介護福祉士 7 名 内、看護師 3 名 内、理学療法、作業療法士 3 名 内、柔道整復師 1 名 送迎用車両 5 台
療養型デイサービス HIKARI 	同上 （機能） 療養通所介護事業 （地域密着型通所介護）	従業員 1 名（同上） 内、看護師 1 名

<p>ナッセボデイワークス兵庫 伊丹・宝塚</p> 	<p>同上 (機能) 自費リハビリ専門施設 (脳卒中・パーキンソン病を中心とした短期集中・オーダーメイド型リハビリ施設)</p>	<p>従業員 1 名 (同上) 内、理学療法士 1 名</p>
<p>ダイニング &amp; リハステーション稀</p> 	<p>兵庫県尼崎市南武庫之荘 2-15-20 エスペランサ藤井 II (機能) 通所介護事業</p>	<p>従業員 20 名 (同上) 内、介護福祉士 3 名 内、看護師 1 名 内、柔道整復師 2 名 内、鍼灸師 1 名 送迎用車両 6 台</p>
<p>ナッセリハプラス</p> 	<p>大阪府豊中市勝部 1-86-1 フィオレ・シニアレジデンス豊中 1F (機能) 通所介護事業 (リハビリ+認知予防)</p>	<p>従業員 25 名 (同上) 内、介護福祉士 7 名 内、看護師 2 名 内、理学療法、作業療法士 5 名 内、柔道整復師 1 名 送迎用車両 6 台</p>
<p>ナッセケアベイス宝塚</p> 	<p>兵庫県宝塚市伊子志 1-8-45 (機能) リハビリナーシングホーム (35 室)</p>	<p>従業員 36 名 (同上) 内、介護福祉士 12 名 内、看護師 10 名 内、理学療法、言語聴覚士 8 名 送迎用車両 1 台</p>
<p>月とおひさま</p> 	<p>奈良県大和郡山市九条町 1065-5 (機能) 放課後等デイサービス</p>	<p>従業員 7 名 (同上) 内、介護福祉士 2 名 内、保育士 1 名 送迎用車両 13 台 (月とおひさま南、月とおひさま東、 月とおひさま北、月とうさぎ共用)</p>

<p>月とおひさま南</p> 	<p>奈良県大和郡山市泉原町 6368-1 (機能) 放課後等デイサービス</p>	<p>従業員 9 名 (同上) 内、介護福祉士 2 名 内、看護師 1 名 内、保育士 2 名</p>
<p>月とおひさま東</p> 	<p>奈良県大和郡山市高田口町 32 番地 2 (機能) 放課後等デイサービス 児童発達支援</p>	<p>従業員 4 名 (同上) 内、保育士 1 名</p>
<p>月とおひさま北</p> 	<p>奈良県大和郡山市九条町 217-13 (機能) 放課後等デイサービス 児童発達支援</p>	<p>従業員 6 名 (同上) 内、介護福祉士 1 名 内、保育士 1 名</p>
<p>月のうさぎ</p> 	<p>奈良県大和郡山市新町 907-1 (機能) 生活介護支援事業 (障害者)</p>	<p>従業員 9 名 (同上) 内、看護師 1 名</p>
<p>月とおひさま恵那</p> 	<p>岐阜県恵那市長島正家 2-2-10 (機能) 放課後等デイサービス 児童発達支援</p>	<p>従業員 7 名 (同上) 内、介護福祉士 1 名 内、保育士 3 名 送迎用車両 5 台</p>



**【沿革】**

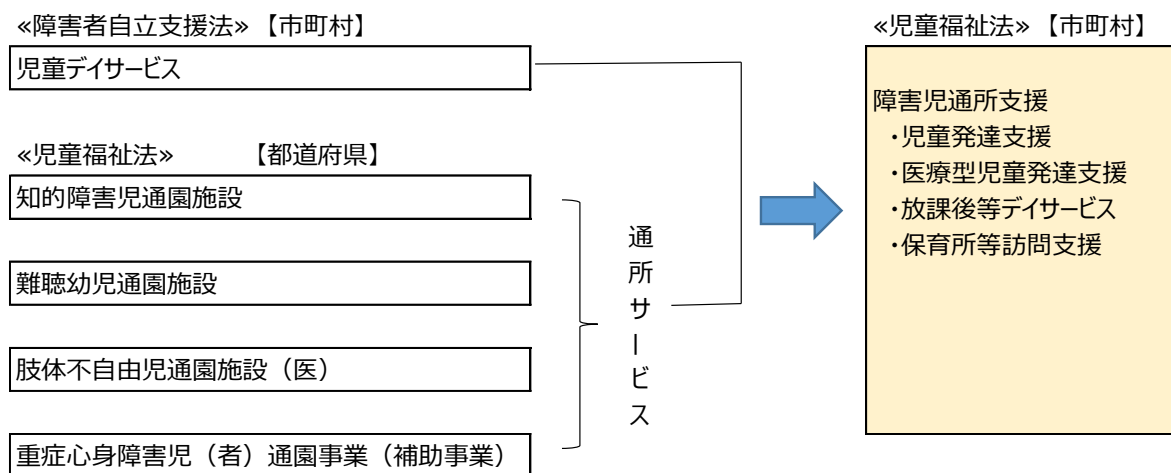
2009年3月	(株)ナッセ設立
2013年4月	障害福祉サービス事業所『月とおひさま』開設
2014年1月	福祉用具貸与・販売『ナッセケアサービス』開設
2014年3月	デイサービスセンター『Smart Care』開設
2014年8月	『ケアプランセンターステップ』開設
2015年2月	障害福祉サービス事業所『月とおひさま南』開設
2015年12月	デイサービスセンター『ダイニング&リハステーション稀』開設
2016年9月	訪問看護ステーション『MARE 立花』開設
2017年4月	障害福祉サービス事業所『月とおひさま北』開設
2018年5月	デイサービスセンター『SORA』開設
2018年5月	療養型デイサービスセンター『HIKARI』開設
2018年5月	訪問看護ステーション『MARE 昆陽』開設
2018年10月	生活介護支援事業『月のうさぎ』開設
2020年2月	デイサービスセンター『ナッセリハプラス』開設
2020年8月	障害福祉サービス事業所『月とおひさま恵那』開設
2022年10月	障害福祉サービス事業所『月とおひさま東』開設
2023年4月	リハビリナーシングホーム『ナッセケアベース』開設 自費リハビリ施設『ナッセボディワークス兵庫伊丹・宝塚』開設 訪問看護ステーション『ナーシングステーションナッセケアベース宝塚』開設 訪問介護ステーション『ヘルパーステーションナッセケアベース宝塚』開設
2023年11月	学校法人大阪滋慶学園 大阪医療福祉専門学校 理学療法士学科と産学連携を開始

## 2.2 業界動向

### 【障害児通所支援について】

障害児支援については、2012年施行の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。その後、2018年施行の児童福祉法改正において、保育所等訪問支援の対象が乳児院及び児童養護施設に拡大されるとともに、居宅訪問型児童発達支援が創設された。

資料④：2012年の児童福祉法改正による通所サービスの一元化

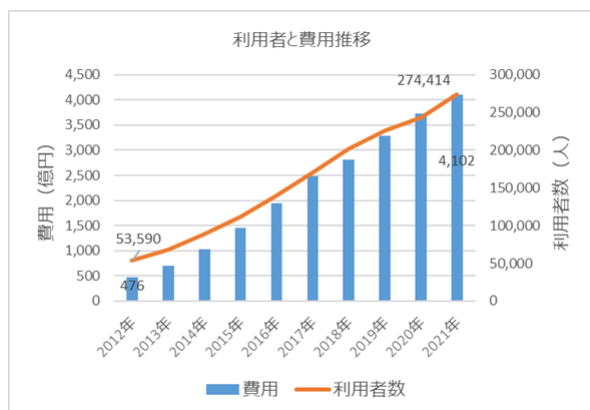


出典：厚生労働省 HP 掲載資料により商工中金経済研究所が作成

放課後等デイサービスについては、2012年の制度再編以降、サービス利用量が大きく拡大（2021年度の利用者数は274,414人で費用額は4,102億円となっており、利用者数は2016年度対比で約1.95倍）している。

この背景には、①事業所の整備が進んだことにより、従来対応できなかったニーズに対応できるようになってきた側面に加え、②発達障害の認知の広がりにより、従来、障害と認識されずに育てづらさ・生きづらさを抱えていた対象者が発達支援につながるようになってきた側面や、③女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられる。ナッセは、主に奈良県大和郡山市で放課後等デイサービス等を展開し、障害児通所事業の一躍を担っている。

資料⑤：放課後等デイサービスの利用状況



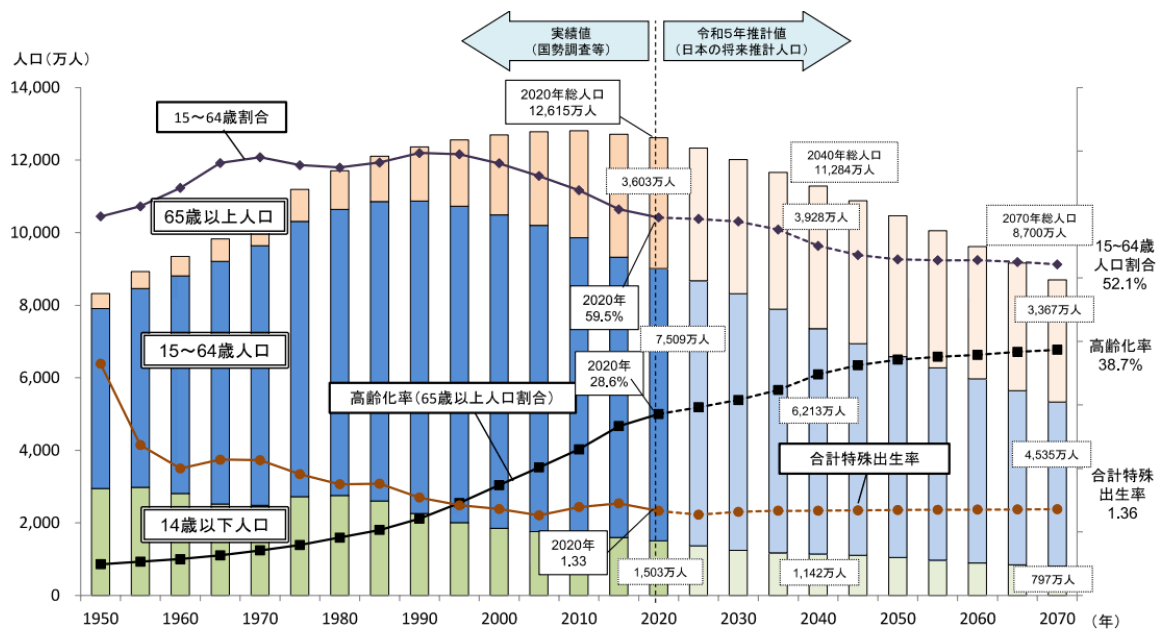
出典：厚生労働省 HP 掲載資料により商工中金経済研究所が作成

【高齢者向け介護支援】

2025年には第1次ベビーブームとされる1947年～1949年に生まれた団塊の世代が、全て後期高齢者である75歳以上となる。また2040年には第2次ベビーブームとされる1971年～1974年に生まれた団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる。このことから、2040年には65歳以上の高齢者人口（以下、高齢者人口）は、3,928万人（2020年対比+325万人）となり、高齢化率は34.8%（2020年対比6.2ポイント増）となる見込みである。（資料⑥参照）

このような状況から、自宅で亡くなる高齢者が2040年には35万人（2020年対比+17万人）となるとの推計もされ、在宅介護の需要が大幅に増加すると見込まれている。政府はこのような状況を踏まえ、介護予防や在宅介護の強化を行っているが、その担い手となる人材不足が大きな課題となっており、政府としても介護職員の待遇改善や外国人労働者の受入れ体制の整備を行っている。

資料⑥：人口推移



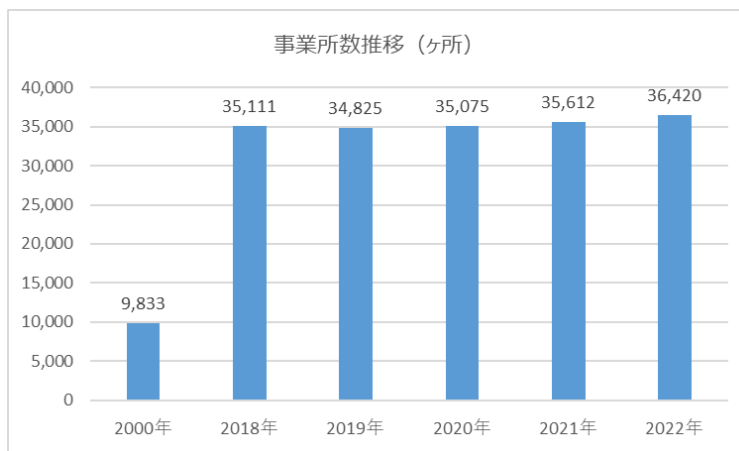
(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計」

出典：厚生労働省 HP より

今後利用ニーズの大幅な増加が見込まれる「訪問介護」であるが、事業所数は36,420ヶ所（2022年）で、近年は横ばいまたは微増の状況となっている（資料⑦参照）。また事業所当たりの介護職員数は約14人（2022年）となっており、比較的規模が小さい事業者が多い。

事業規模が小さい理由として、参入障壁の低さがあると言われている。介護保険の事業所として指定を受ける必要事項が、①事務所、②2.5人の職員、③新規指定申請書類で、不備がなければ事業者指定を受けることが出来る制度となっている。ナッセは、このような訪問介護事業者に対して特定事業所加算取得に係る支援を行うことにより、訪問介護事業者の収益の安定と介護職員の処遇改善に貢献することにより、介護人材不足という社会問題の改善にも寄与している。

資料⑦：訪問介護事業所数推移



出典：厚生労働省 HP 掲載資料により商工中金経済研究所が作成

## 2.3 企業理念等

### 【企業理念】

経営理念
<p>We start from Yes. No からではなく、Yes から始めること、できない理由を考える前に、どうしたらできるようになるか、それを大切にしています。</p> <p>従業員一人ひとりが一步一步成長することは、ナッセとしてできることが増える、いわば会社が成長し、社会の繁栄に寄与することが出来るのです。</p> <p>営業本部理念・・・「あなたと未来を創る」 ウエルネスケア事業本部理念・・・「縁ある人に幸せを！」 障害事業本部理念・・・「子供たちが主役」</p>

### 【ミッション】

<p>新しい価値を創造し、提供し続けること 時代の変化とともに、世の中が求めていることは日々変化しています。 過去の成功例に囚われず、今何を求められているのか、そのために何をしなければならないのか、根本的な部分から考えて、お客様にご提案していきます。</p>
---

### 【ビジョン】

<p>50年100年と発展し続け一人でも多くの雇用を創出する 社員教育と制度を構築し、一人でも多くの雇用を創出する。 介護施設や障害者施設で働く人の社会的地位を向上させる。 医療や介護の分野で身につけたスキルを他の分野でも使えるか、アイデアを出し続け、社会の繁栄に寄与することを目指し続けます。</p>
---

### 【一般事業主行動計画】（次世代法・女性活躍推進法による）

<p>1.計画期間 2022年10月1日～2027年9月30日</p> <p>2.内容<sup>※5</sup></p> <p>目標1（女性活躍） 女性の育児休業取得率 100%、男性の育児休業取得率 10%を目標とする。</p> <p>目標2（女性活躍） 女性の管理職（部長以上）の割合を 41%以上とする。</p> <p>目標3（女性活躍・次世代）</p>
--

所定外労働時間を 40 時間以内とする。

目標 4 (次世代)

男性の介護休業、育児休業の取得者を現状より改善する。

目標 5 (次世代)

介護休業を取得しやすい環境の整備と周知を実施する。

※5 計画書記載内容から商工中金経済研究所で抜粋して記載

## 2.4 事業活動

ナッセは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【社会面】

#### ・ウェルネスケア事業への取り組み

重度化予防のためのリハビリを中心とした通所介護・訪問看護を展開していたが、2023年3月にリハビリナーシングホーム『ナッセケアベイス』を開設したこと等により、2023年度の当該事業規模（売上高）は、2022年度対比1.7倍の規模となっている。

『ナッセケアベイス』は、パーキンソン病や末期ガン患者等ターミナル期にある高齢者向けのリハビリナーシングホームであり、全国的にも同様な機能を有した施設は、非常に少ない状況である。一方、高齢化の進行により、パーキンソン病等の難病者数は増加傾向にあると言われており、難病者を在宅等で介護することは、家族にとり非常に負担が大きい。ナッセは、今後も利用者の人権に配慮しながら、家族を含めたニーズに応えるため、難病並びに末期ガン患者等ターミナル期にある高齢者向けのリハビリナーシングホームを積極的に展開していく意向である。

従前より展開しているリハビリを中心とした通所に関しても、各通所施設に多数のリハビリ専門職員を配置し、重度化予防に取り組んでいる。また介護保険では対応出来ない顧客ニーズに対応するために、自費によるリハビリを実施する施設も開設・展開している。高齢化が進行する中で、リハビリによる重度化予防は、医療・介護費の抑制にも繋がることから、ナッセとしては既存施設のリハビリ機能よりも、更にリハビリに特化した施設を新たに展開することにより、当該分野の事業拡大を行っていく意向である。

ナッセは、リハビリナーシングホームやリハビリ事業へ積極展開することで、2026年度売上高を2023年度の2.9倍まで拡大させる目標を立てている。

#### ・障害者支援事業への取り組み

障害者支援事業は、学校（幼稚園、大学は除く）に通っている障害のある児童に対する「放課後等デイサービス」等を奈良県に5施設、岐阜県に1施設を展開している。

障害者認定される子供は、増加傾向にあると言われている状況で、核家族化の進展やシングル家庭の増加により、「放課後等デイサービス」への需要は、少子化が進展している現状でも増加傾向にある。ナッセは、今後も利用者の人権に配慮し、家族を含めたニーズに対応することで、2026年度売上高を2023年度の1.3倍にまで拡大する意向である。

また、事業展開にあわせ雇用拡大にも積極的に取り組んでいく。2026年度の従業員数を2024年4月1日比で160人以上増加させる予定である。

#### ・介護用品・福祉用具の販売・レンタル事業（営業本部）への取り組み

今後の高齢化社会の進行により、在宅介護・看護の需要並びに高齢者施設への入居需要は増加傾向にある。一方、介護等を担う人材は大幅に不足することが想定される。このような状況を打開するために、介護

ロボット（機械浴、移乗リフト等）の導入を積極的に行う必要がある。行政も介護ロボット導入支援策を実施しており、各介護施設（事業者）に対して、その活用を支援し、介護施設での介護職員の作業負担軽減に取り組んで行く意向である。

#### ・訪問介護事業者等へのコンサル事業（営業本部）への取り組み

訪問介護事業所に対して特定事業所加算取得支援「プロサポ」を中心に、施設の開設支援等のコンサル事業を展開している。

訪問介護事業所は比較的小規模な事業所が多く、特定事業所加算を取得している比率は 5 割に達していない現状である。今後の在宅介護という社会インフラを維持・強化するためには、訪問介護事業所が安定的な経営を維持して行く必要があり、ナッセは「プロサポ」事業を通じて、訪問介護事業所の経営安定に協力していく意向である。

介護用品・福祉用具販売・レンタル事業並びにコンサル事業（営業本部）の事業規模（売上高）を 2026 年度までに 2023 年度対比 2.4 倍に拡大させる意向である。

#### ・人材育成への取り組み

ナッセは、『介護施設や障害者施設で働く人の社会的地位を向上させていきたいと考え、その為には働く人自身が成長して、ご利用者様やお客様に喜びと熱狂的な感動をお届けすることが何よりも大切』との考えに基づき、現場で働きながら学ぶ OJT だけでなく、教育研修制度の充実に積極的に取り組んでいる。

現在取り組んでいる主な研修内容は資料⑧の通りで、外部講師による研修やその研修内容を現場で実践した内容を、従業員が講師となり、社内研修を実施することにより、研修内容の習得度のアップに繋げている。

#### 資料⑧

研修名	実施回数	内容
自主研修	週 6 回	自主研修は、仲間と共に行う有志グループ勉強会 内容は、目標達成力・マネジメント力向上等で従業員が講師を務めることにより、習得度の向上にも寄与している
業務研修	月 1 回 (1 時間)	ウェルネスケア事業部の全体研修 感染症予防、事故再発防止等を社内研修担当者により実施
管理者研修	年 4 回 (6 時間)	外部講師による施設長、事業部長を対象とした目標達成力、マネジメント力向上を図る研修
ミドルスタッフ研修	年 4 回 (6 時間)	社内研修担当者による中堅層（主任・リーダー等）を対象とした課題発見力、目標達成力を習得する研修
若手研修	年 3 回 (6 時間)	外部講師により、新卒 1 年目～3 年目を対象に企業理念浸透、目標達成力等を習得する研修



資料⑨：研修内容と研修の様子

各種研修

正しい介護技術 (移動)  
正しい介護技術 (移動・移乗)  
一次救命処置 (Basic Life Support)  
認知症に対する食支援  
身体のメカニズムと転落中について  
正しい介護技術 (着脱)  
認知症を正しく理解する

研修者の方の感想  
研修者の方の感想  
研修者の方の感想  
研修者の方の感想  
研修者の方の感想  
研修者の方の感想

初田恭昌/川上輝祥  
訪問看護ステーションMARE 大槻哲也  
訪問看護ステーションMARE 西村望  
訪問看護ステーションMARE 林慶一郎/内田幸平  
デイサービスSORA 西川優/片岡純平  
ナツゼリハプラス 丸岡治二/アザガア/アザガア

ナツゼでは従業員のマインドスキルを磨き、お客様満足度アップに向けて各種社内研修・勉強会を定期的に開催。介護スキルアップ研修、ミドルスタッフ研修、セラピスト勉強会、ケアマネジャー研修勉強会etc... 自身の成長が当社に貢献する喜びに繋がると考えています。

出典：ナツゼより

・労働環境改善（労災事故防止）への取り組み

直近3年間の労災事故発生件数推移は資料⑩の通りである。

2023年度に発生した労災事故は介護作業中に、ぎっくり腰となったものである。ナツゼは介護作業者の負担を削減するために、①入浴介助サービスを実施している全ての施設に、機械浴（資料⑪）を導入、②高齢者向けの全ての施設で電動ベッドを導入している。また現時点では未導入であるが、腰部負荷軽減スーツ（資料⑫）の導入についても検討している。

資料⑩

	2021年度	2022年度	2023年度
労災発生件数	3	1	2
内、介護作業等によるもの（注）	2	0	1
上記の内、休業を伴うもの	2	0	1

（注）新型コロナウイルス感染は除いている

資料⑪



資料⑫ 腰部負荷軽減スーツ



出典：ナッセより

### ・時間外労働削減、有給休暇取得率向上、育児休業等の取得率向上への取り組み

時間外労働は従業員 1 名当たり月平均 3 時間（2023/4～2024/3）と比較的少ない状況にある。有給休暇取得率に関しても、78%（2023/4～2024/3）と国内平均 58.3%（2022 年就労条件総合調査 厚生労働省）、政府目標である 70%（2025 年までに）を上回る水準にある。

育児休業等に関しては、一般事業主行動計画（計画期間 2022/10～2027/9）において女性の育児休業取得率 100%、男性の育児休業取得率 10%を目標としている。

尚、育児休業の取得状況は女性が 100%、男性が 33.3%（2022 年）となっている。

## 【社会面・経済面】

### ・女性管理職比率向上への取り組み

従業員数に占める女性の割合は 56.8%（2024 年 4 月 1 日時点）と国内平均 44.6%（総務省「労働力調査」2021 年）を大幅に上回る水準にある。また、女性管理職の比率も 36.8%（役員除く）と国内産業平均 12.7%（厚生労働省「雇用均等基本調査 2022 年度」）を大幅に上回る水準にある。

ナッセは一般事業主行動計画（計画期間 2022/10～2027/9）において、女性の管理職（部長以上）の割合を 41%以上とする目標を設定している。

女性管理職（部長以上）の割合は、現状 40%となっており、P15 に記載した社内研修制度を通して女性管理職の比率向上に取り組んでいく意向である。

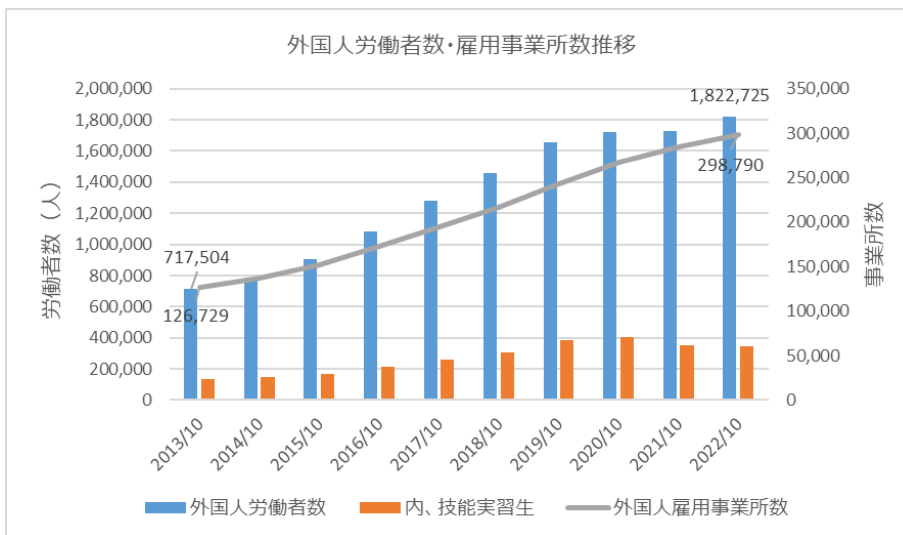
### ・外国人雇用への取り組み

外国人従業員は 3 名で、雇用比率は 1.4%の水準である。日本全体の外国人労働者数（2022 年 10 月時点）は 1,822,725 人で雇用している事業所数は 298,790 事業所となっている。この 10 年間で労働者数は 2.54 倍と大幅に増加している。国内の就労者数は約 6,723 万人（2022 年 12 月）であることから、外国人比率は約 2.7%と推定される。

ナッセに勤務している外国人は、介護福祉士の資格を有する人材、特定技能を有する人材であるが、介護福祉士の資格を有する人材は、ナッセでの勤務中に資格を取得している。

ナッセが今後、介護事業を拡大させて行くためには、外国人従業員数の拡大は不可欠な状況であり、そのためにナッセは、外国人留学生（日本の介護教育機関に留学）に対して奨学金を支援する事業に協力する取り組みも行っている。

資料⑬



出典：厚生労働省公開資料により商工中金経済研究所が作成

・顧客情報管理の取り組み

ナッセは障害のある児童を含め、重要な個人情報を扱っていることから、顧客情報の社外流出に関して社内での情報管理体制を徹底している。

顧客情報へのアクセスは、役職等により制限を設けることにより個人情報が社外流出することの防止に注力している。

【環境面】

・省エネ、CO<sub>2</sub> 排出量削減への取り組み

電力量に削減に関しては、運営している施設等の照明機器の LED 化に関しては、自社の判断で対応可能な部分については、LED 化対応は完了している。一方、使用する電力量に関しては、高齢者や障害児向け等の施設での温度設定の調整による使用電力の削減は難しいが、事務所等利用者に影響の少ない箇所での空調の温度設定等により省エネに取り組んでいる。

燃料の削減に関しては、各施設で使用している送迎用福祉車両（計 48 台）に関しては、車両の利用目的からもエコドライブは徹底され、送迎のルート設定に関しても効率的な運用により使用燃料の削減に取り組んでいる。

現状使用している車両に EV はないが、その要因は福祉車両での EV 車種は限定的で、送迎用福祉車両に適した大型車種は現状ないためである。ナッセとしても必要とする EV 福祉車両が、市場に投入されれば積極

的に採用する意向である。

水の削減に関しては、各施設に用途に応じた節水機器を設置することにより、使用する水量の削減に取り組んでいる。

**・廃棄物の削減と廃棄物の適正な処理への取り組み**

廃棄物削減への取り組みに関しては、ウェルネスケア事業本部で介護に係る記録作成をタブレットによる作成に切り替えており、使用する紙の削減に取り組むと同時に、介護業務の DX 化に取り組んでいる。今後は他の事業本部でも DX 化に取り組む意向である。

事業活動から排出される廃棄物には、一般産業廃棄物並びに医療廃棄物があるが、分別保管の上、各専門廃棄物回収事業者を通して処分している。

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業 その他の家庭用品卸売業 居住介護施設 経営コンサルタント業
ポジティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障、水（質）、大気、生物多様性と生態系サービス、気候、廃棄物、経済収束

#### 【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居、保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障、経済収束	➢ 高齢者等リハビリ事業、ターミナル期等にある高齢者等への介護施設の提供、障害児向けの放課後デイサービス事業、発達障害児支援事業への取り組み
教育	➢ 従業員向け研修への取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティへの取り組み

	➤ 育児・介護休業取得率向上への取り組み
--	----------------------

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）




インパクト	取組内容
保健・衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 労災事故防止への取り組み</li> <li>➤ 従業員の作業負担軽減への取り組み</li> </ul>
雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 時間外削減への取り組み</li> <li>➤ 有給休暇取得率向上への取り組み</li> </ul>
人格と人の安全保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 顧客情報管理への取り組み</li> </ul>
大気、気候	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 省エネへの取り組み</li> </ul>
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業務のDX化による紙使用量削減への取り組み</li> <li>➤ 事業から発生する廃棄物の分別と適正な処分への取り組み</li> </ul>

UNEP FI のインパクト分析で発出されたネガティブ・インパクトの内、「水（質）」「生物多様性と生態系サービス」は、同社事業では商品輸送を主に外部委託しており、委託分を含め水質汚染の発生につながる懸念や、生物多様性にネガティブな影響を与える恐れが少ないこと、「経済収束」は、「その他の家庭用品卸売業」「経営コンサルタント業」とも中小規模の介護施設・訪問介護施設等に行っているもので、サプライチェーンに影響を及ぼすような事業を行っていないことから、インパクトの特定は行っていない。


#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性




ナッセは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

##### 【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	住居、保健・衛生、雇用、人格と人の安全保障、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	高齢者等リハビリ事業、ターミナル期等にある高齢者等への介護施設の提供、障害児向けの放課後等デイサービス事業、発達障害児支援事業への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルネスケア事業本部並びに障害事業本部合計の事業規模（売上高）を 2026 年度までに 2023 年度対比 2.5 倍とする</li> <li>・従業員数を 2026 年度末までに 377 名以上とする（2024 年 4 月 1 日実績 211 名）</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ パーキンソン病や末期ガン患者等ターミナル期にある高齢者向けのリハビリナーシングホームを積極的に展開する</li> <li>➢ 既存施設のリハビリ機能よりも、更にリハビリに特化した施設を新たに積極的に展開する</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	

特定したインパクト	教育
取組内容（インパクト内容）	従業員向け研修への取り組み
KPI	従業員向け研修カリキュラムの充実
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 同社の経営方針により従前から注力している従業員教育について、研修カリキュラムを経営課題等に鑑みて弾力的な見直し・質の強化を行う。</li> </ul>



貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
-----------------	-----	--	---



特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティへの取り組み、育児休業取得率向上への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2026 年度までに女性管理職（部長以上）の比率を 41%以上とする（現状 40%）</li> <li>・2026 年度末までに外国人従業員数を 10 名以上とする（現状 3 名）</li> <li>・2027 年 9 月末までに育児休業取得率を女性で 100%、男性で 50%以上とする</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社内研修制度を通して女性管理職の比率向上に取り組む</li> <li>➢ 有能な外国人留学生を早い段階から情報収集を行い、そのような外国人留学生に対して支援を行う</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	労災事故防止への取り組み		
KPI	労災事故（休業を伴う）発生をゼロとする		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新たに入浴サービスを行う施設を新設した場合は、「機械浴」を導入し、介護職員の作業負担軽減を図る</li> <li>➢ 毎月実施している業務研修で事故の再発防止策を徹底させる</li> </ul>		



貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	有給休暇取得率の維持・向上への取り組み		
KPI	有給休暇取得率 70%以上とする		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>有給休暇や育児休暇を積極的に活用し、仕事と個人・仕事と家庭の両立を行うよう、経営サイドから情報発信を継続する</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

なお、ネガティブ・インパクトとして特定しているものの、「大気」、「気候」に関しては、運営している施設等の照明機器の LED 化、使用する電力量に関しては、高齢者や障害児向け等の施設での温度設定の調整による使用電力の削減は難しいが、事務所等利用者に影響の少ない箇所での空調の温度設定等により省エネに取り組んでいること、燃料の削減に関しては、各施設で使用している送迎用福祉車両に関しては、エコドライブは徹底され、効率的運行による使用燃料の削減に取り組む等、対応可能なものは既に取り組み済である。廃棄物」に関しても、介護に係る記録作成をタブレットによる作成に切り替えにより、使用する紙の削減に取り組み済であり、排出される廃棄物には、一般産業廃棄物並びに医療廃棄物があるが、分別保管の上、各専門廃棄物回収事業者を通して処分する等、法令に遵守した対応を行っていることから、KPI の設定は行っていない。

## 5.サステナビリティ管理体制

ナッセでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、足立代表取締役社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、足立代表取締役社長を最高責任者とし、羽室経営企画室主任を中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 足立 浩
(プロジェクト・リーダー)	経営企画室 主任 羽室 誠
(事務局)	経営企画室

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ナッセと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ナッセと協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ナッセは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 本間 崇

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190